

役員等報酬および費用弁償規程

社会福祉法人 岐阜羽島ボランティア協会

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人 岐阜羽島ボランティア協会（以下「法人」という。）の役員および評議員（以下「役員等」という。）の報酬および費用弁償に関する事項を定める。

(報酬)

第2条 法人の役員等に対して報酬を支給することができる。ただし、役員等が職員である場合は、これを支給しない。

2 前項の報酬の額は、理事会において決定する。

(支給日)

第3条 役員等の報酬は、毎月15日（支給日が銀行休業日の場合は、前営業日）に支払う。

(費用弁償)

第4条 役員等が、理事会、評議員会またはその他の会議に出席するため、あるいは法人の業務のために旅行したときは、その費用を弁償する。

2 費用弁償額は、役員等の居住地から計算し、職員の旅費規程に準じて、交通費の実費額とする。

3 日当および宿泊料は、次のとおりとする。

日 当 1泊につき2,400円

宿泊料 実費

(改正)

第5条 この規程の改正については、理事会の議決を要する。

附 則 この規程は、社会福祉法人設立の日から施行する。

(別表) 第2条第2項

役員等の名称	報酬額	摘要
評議員	無	
理事長	無	
業務執行理事	無	該当者なし
理事	無	
監事	無	
運営協議会委員	無	
評議員選任・解任委員	無	